



全社協・地域福祉部 News File No.49

令和2年11月18日号
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部/全国ボランティア・市民活動振興センター

<https://www.zcwvc.net/>

今号のトピック

未来の豊かな“つながり”アクション

- 独自募金事業「鈴鹿市新型コロナ緊急助け愛募金」の実施、外国籍の方の相談の場「SUZUTOMO カフェ」の開設
(三重県・鈴鹿市社会福祉協議会)

全社協からのお知らせ

- 全社協・地域福祉推進委員会「第4回市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会」(令和2年11月9日)
- 全社協・地域福祉推進委員会「令和2年度社会福祉協議会活動全国会議」(締切:令和2年11月24日)
- 民間介護事業推進委員会「新型コロナウイルス感染症等への対応に関する要望書」(令和2年11月12日)
- 全社協・中央福祉人材センター「全社協・中央福祉人材センター「介護福祉士等届出制度の活用～届出は3ステップで登録可能～」

新型コロナウイルス関連

- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の影響により本国等への帰国が困難な外国籍の方への支援について(周知)」(令和2年11月5日)
- 厚生労働省「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について」(令和2年11月9日)

制度・施策等の動向

- 厚生労働省「第192回社会保障審議会介護給付費分科会」(令和2年11月9日)、「第193回社会保障審議会介護給付費分科会」(令和2年11月16日)
- 厚生労働省「第20回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」(令和2年11月12日)
- 厚生労働省「第1回社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」(令和2年11月9日)
- 厚生労働省「「社会福祉法人の認可について」等についての一部改正(案)に関するパブリックコメント」(締切:令和2年12月14日)

情報提供・ご案内

- 全社協出版部「月刊福祉12月号(特集:摂食嚥下から考える食の意義とは)」
- 社会福祉振興・試験センター「社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の就労状況調査」(締切:令和2年12月18日)
- 日本地域福祉研究所「2020年度冬の公開研究セミナー(災害福祉支援のネットワーク構築 災害前・時・後のソーシャルワーク機能を考える)」(令和2年12月19日)

<配信先>

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部
市区町村社会福祉協議会

<配信元>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部/全国ボランティア・市民活動振興センター
TEL: 03-3581-4655/4656 E-mail c-info@shakyo.or.jp

全国の社会福祉を支えるエッセンシャルワーカーの皆さまへ

新型コロナウイルス禍や相次ぐ災害のなか、とくに新型コロナウイルスの感染予防対策とともに、日夜、福祉の支援を必要とする方がたへの支援を継続している全国の社会福祉に従事する皆さまに心からの感謝を込めて応援メッセージをお届けします。

全国社会福祉協議会 会長 / 内閣府特命担当大臣 / 厚生労働大臣 / 全国社会福祉法人経営者協議会 会長

地域福祉部研修動画サイト

福祉機器Web
Home Care & Rehabilitation
Equipment 2020

K-ねっと
※全国相談支援体制強化事業「権利擁護支援体制全国ネット」

(↑画像をクリックするとサイトにジャンプします)

未来の豊かな“つながり”アクション

- ◎ 新型コロナウイルス感染症状況下において、各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動を紹介しします。
- ◎ また、随時、ホームページに掲載する事例も募集しております。z-chiiki@shakyo.or.jp までご応募ください。

独自募金事業「鈴鹿市新型コロナ緊急助け愛募金」の実施、外国籍の方の相談の場「SUZUTOMO カフェ」の開設 (三重県・鈴鹿市社会福祉協議会)

コロナ禍における特例貸付制度の申請世帯数が、三重県下最多である鈴鹿市において、「明日、食べるものがない」、「これから日常生活を送ることができない」、「赤ちゃんの紙おむつを買うお金がない」等の相談が数多く寄せられるようになりました。手持ち金が1万円以下の相談者もおられるなか、社会福祉協議会として何かできることはないかと考え、**鈴鹿市社会福祉協議会**では、独自の募金事業「鈴鹿市新型コロナ対策 緊急助け愛募金」を立ち上げました。

6月22日よりスタートした募金活動は、8月31日現在で約450万円を超える寄付をいただいています。その善意は、米・食糧支援セット（1週間分）の提供、乳幼児用の紙おむつ・粉ミルクの提供をはじめ、コロナ禍で生活に困る方々に対して直接的に支援を行うことに活用され、加えて独自の配分委員会を設置し、子ども食堂実施団体、外国人支援団体に対して配分するなど、市社協ではなかなか手が届きにくい方々にも支援の手が繋がるようにしました。

そして、これまでも既存の事業で協力していただいている地元企業や団体、自治会などの地域団体、学校、地元のプロスポーツチームにも本事業に賛同していただき、オリジナル募金箱の設置、ポスターの掲示、PR動画の作成など、広く周知活動を行っています。



また、鈴鹿市は南米国籍を中心とした多くの外国籍の方が居住されており、また下請企業や派遣先企業が多いことから、派遣切りによる失業からの貸付相談や生活困窮に関する相談で来館される方もおられる状況です。貸付相談・食糧支援を受けた方からの支援アンケートには、「コロナ禍における生活苦しさを相談できる場所がない」という声もあり、多文化共生市民グループと市社協が協働し、「緊急助け愛募金」配分金を活用し、相談の場として「SUZUTOMO カフェ」を開設しました。この相談会を通して、新たなニーズを抽出し、共に鈴鹿で暮らす外国籍の方々にも支援の手を差し伸べることができるような取り組みにつなげていきたいと考えています。

9月25日現在でも、市社協には一日50人程度の相談者が来館される状況です。相談者へ食糧支援セットをお渡しする時には、募金への協力者・寄付者へのお礼の気持ちを込めて、簡単なメッセージカードを添えています。

コロナ禍で、今後生まれるであろう新たなニーズに対応できるように、そして鈴鹿のまちでもっと「助け愛」の輪がひろがるように、本活動を進めて参りたいと考えています。

未来の豊かなつながりアクション [新型コロナウイルス下での“つながり”をあきらめない地域福祉・ボランティア活動事例](https://tunagari-action.jp/case/)
<https://tunagari-action.jp/case/>

全社協からのお知らせ

全社協・地域福祉推進委員会「第4回市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会」 (令和2年11月9日)

令和2年11月9日、全社協・地域福祉推進委員会「第4回市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会」(WEB会議)を開催し、令和3年度介護報酬改定に向けた要望書のとりまとめ、介護保険法施行規則の改正を踏まえた住民主体の生活支援サービスの更なる展開について検討を行いました。

令和3年度介護報酬改定に向けて、社会保障審議会介護給付費分科会の論点等をもとに、これまで幹事会での議論を踏まえ、要望書のとりまとめに向けた検討を行いました。

要望書では、社協の提供する介護サービスが地域共生社会の実現に向けた取組に資することを強調し、各サービスの共通事項として、以下の点を要望していくこととしました。

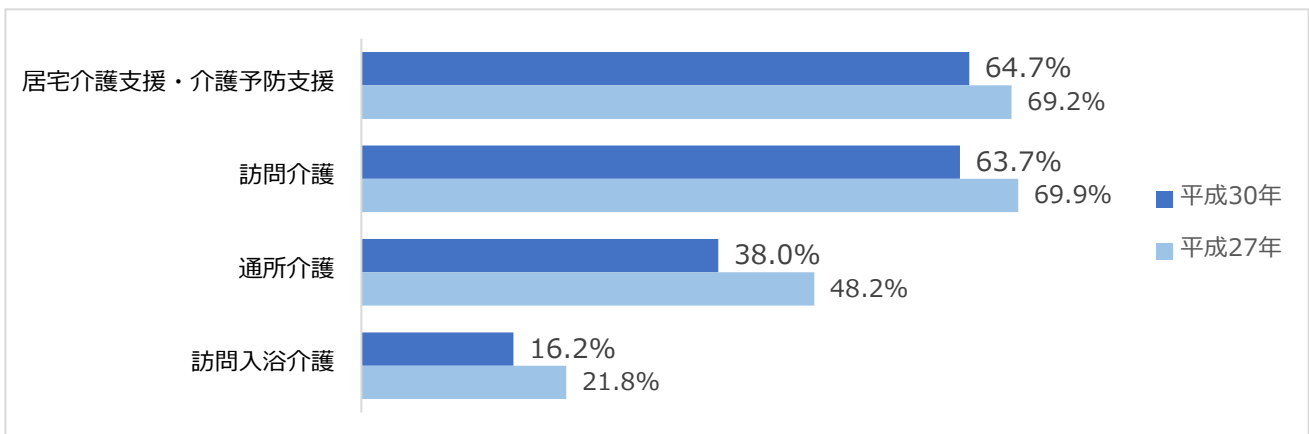
- ① 基本報酬の引き上げと感染症対策への評価
- ② 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の更なる充実と事務手続きの簡素化、事業所の裁量拡大
- ③ 報酬体系の簡素化
- ④ 中山間地や過疎地域、豪雪地帯等におけるセーフティネット維持のための対策
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いの継続
- ⑥ ICTの活用と導入支援

また、令和2年10月22日の介護保険法施行規則の改正により、総合事業の第1号事業の対象者に、介護給付費によるサービスを受ける前から同事業のサービスを継続的に利用する要介護者が追加されました。これを踏まえ、各社協が、本人と地域とのつながりを継続する観点から今回の制度改正を有効に活用するとともに、住民主体の生活支援サービスをより一層取り組むよう、地域福祉推進委員会としての基本的な考え方を整理することにしました。

次回、第5回幹事会は、12月22日(火)にWEB会議にて開催する予定です。

【参考】平成27年及び平成30年社協における主な介護保険サービスの実施率

平成27年：N=1,457社協、平成30年：N=1,512社協



(出所)『社会福祉協議会活動実態調査等報告書 2015』、『社会福祉協議会活動実態調査等報告書 2018』

全社協・地域福祉推進委員会「令和2年度社会福祉協議会活動全国会議」(締切：令和2年11月24日)

令和2年6月に社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現に向け、市町村における包括的支援体制の構築を進めるため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設されました。各市町村における包括的支援体制の構築にあたっては、これまでの実践等を踏まえ、社協が主導的な役割を発揮することが期待されています。地域福祉推進委員会においては、こうした政策動向等を踏まえ、令和2年7月に「市区町村社協経営指針」を改定し、地域での関係団体や組織の「連携・協働の場」(プラットフォーム)としての社協の位置づけを改めて強調しました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社協の事業・活動や地域住民による地域福祉活動について、実施方法の変更など大きな変容を迫られています。これまで経験したことのない社会の変化に社協職員、地域住民が直面するなかで、新たな課題もみえはじめています。

そこで、本会議では、地域共生社会の実現に向けた最新の政策動向を示すとともに、コロナ禍で直面する課題や新たな取り組みを参加者のみなさまと共有し、これからの社協活動について共に考えます(申込締切：11月24日(火)まで)。

令和2年度社会福祉協議会活動全国会議

【テーマ】コロナ禍で社会福祉協議会に求められる活動とは

【開催方法】(1) オンデマンド動画配信形式、(2) ライブ形式

【参加対象】社会福祉協議会役員及び地域福祉関係者

【定員】(1) オンデマンド動画配信形式：制限なし、(2) ライブ形式：各テーマ200名

【参加費】無料

【申込締切】令和2年11月24日(火) ※定員になり次第、締切

【主な内容】

(1) オンデマンド動画配信形式

① 行政説明「地域共生社会の実現に向けた施策動向と社協の事業・活動の課題」(仮題)
厚生労働省社会・援護局地域福祉課

② 基調説明「地域共生社会の実現に向けた施策動向とコロナ禍をふまえた社協の事業・組織基盤の強化について」
全国社会福祉協議会 地域福祉部長 高橋 良太

(2) ライブ形式「社協ラジオ コロナ禍に負けない！みんなでつくる社協活動」

① コロナ禍での職場づくりについて(11月30日(月)13時30分～14時45分)

聞き手：加留部 貴行氏(九州大学 客員准教授)

話し手：大竹 宏和氏(東京都・豊島区民社会福祉協議会 地域相談支援課長)

〔申込URL〕<https://forms.gle/kePPP7juW6QiM1r78>

② コロナ禍での社協の相談援助活動について(12月7日(月)13時30分～14時45分)

聞き手：新保 美香氏(明治学院大学 教授)

話し手：森脇 俊二氏(富山県・氷見市社会福祉協議会 事務局次長)

〔申込URL〕<https://forms.gle/EiQuHgUSGXcx6h4Z6>

③ コロナ禍での社協の介護サービスについて(12月14日(月)13時30分～14時45分)

聞き手：小林 功氏(長野県・富士見町社会福祉協議会 事務局次長)

話し手：渡邊 亮氏(愛知県・名古屋市社会福祉協議会 在宅福祉部次長)

〔申込URL〕<https://forms.gle/ddfYDSJxXudmnC8V6>

④ コロナ禍での地域活動について(12月22日(火)13時30分～14時45分)

聞き手：野村 裕美氏(同志社大学 准教授)

話し手：勝部 麗子氏(大阪府・豊中市社会福祉協議会 福祉推進室長)

〔申込URL〕<https://forms.gle/7S4xQkLNQRdt6MhdA>

地域福祉・ボランティア情報ネットワーク 令和2年度社会福祉協議会活動全国会議の開催について
<https://www.zcwvc.net/>

民間介護事業推進委員会「新型コロナウイルス感染症等への対応に関する要望書」（令和2年11月12日）

令和2年11月12日、全社協・地域福祉推進委員会が構成団体の1つである「民間介護事業推進委員会」（※）は、自由民主党政務調査会介護委員会に「新型コロナウイルス感染症等への対応に関する要望書」を提出しました。

要望書では、全社協・地域福祉推進委員会の正副委員長会議、常任委員会、市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会、企画小委員会等での議論の内容を反映し、①衛生備品（マスク、アルコール消毒液、使い捨てエプロン等）の調達支援、②介護報酬改定等における感染症や災害への対応力強化、③介護現場における感染リスクの防止と「PCR検査」の早期実施、④介護分野の現場従事者に対する誤解や偏見に基づく差別への対応等が盛り込まれています。

民間介護事業推進委員会「新型コロナウイルス感染症等への対応に関する要望書」（令和2年11月12日）

1. 民間介護事業者への金融支援策手続きの簡素化・迅速化及び周知の徹底について
2. 「介護崩壊」を回避するための介護事業所への経営支援策としての緊急助成について
3. 衛生備品（マスク、アルコール消毒液、使い捨てエプロン等）の調達支援について
4. 介護報酬改定等における感染症や災害への対応力強化について
 - (1) 社会保障審議会介護給付費分科会における審議結果の実現について
 - (2) 訪問介護等の「特定事業所加算」及び「サービス提供体制強化加算」の取得要件緩和について
 - (3) サービス提供にあたっての応諾義務違反について
5. 介護現場における感染リスクの防止と「PCR検査」の早期実施について
6. 介護現場における施設・事業所内感染を徹底的に防止するための取組をさらに進めるためのガイドライン作成に向けた支援策等について
 - (1) 介護現場における施設・事業所内感染を徹底的に防止するためのガイドラインの作成支援について
 - (2) 感染者及び濃厚接触者に係る情報共有の仕組みの構築について
7. 感染防止対策の指導の要請及び衛生用品の調達が厳しい状況下での感染防止対策の指導の在り方について
8. 介護分野の現場従事者に対する誤解や偏見に基づく差別への対応について

（※）民間介護事業推進委員会とは

民間の主体性に基づいた活動として、民間介護事業の関係中央団体が介護保険制度下での事業運営の適正化及び質の向上を支援する方策等について、意見を集約し、関係方面への働きかけを行い、もって介護事業全体の発展に寄与することを目的とした活動を行うための「民間介護事業推進委員会」を設置している。

（構成団体）

- 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会
- J A 高齢者福祉ネットワーク
- 一般社団法人 日本在宅介護協会
- 日本生活協同組合連合会
- 一般社団法人「民間事業者の質を高める」全国介護事業者協議会
- 特定非営利活動法人 市民福祉団体全国協議会
- 一般社団法人 シルバーサービス振興会

全社協・中央福祉人材センター「介護福祉士等届出制度の活用～届出は3ステップで登録可能～」

● **届出制度とは？**

介護福祉士等の介護の資格を持つ方々の届出制度が、平成29年4月1日から始まっています。届出の対象となる方は、介護福祉士を始め「介護職員初任者研修」「介護職員実務者研修」「旧ホームヘルパー養成研修1級・2級課程」「旧介護職員基礎研修」「介護に関する入門的研修」修了者です。

● **制度ができた目的・背景は？**

少子高齢化が進む一方、福祉・介護人材の不足が深刻化しています。そこで、国は社会福祉法を改正し、介護福祉士の有資格者が介護の仕事から離れても、またいつでも介護の仕事で活躍いただけるように支援するため、都道府県福祉人材センターに届け出ることを努力義務としました。

● **支援の内容は？**

福祉人材センターに届出登録をしていただくと、福祉や介護に関わる最新情報の提供や研修によるスキル維持・向上のサポート、就職をご希望の際は最適な就業先のご紹介などの、福祉人材センターによる多様なサービスをご利用いただけます。

● **登録方法は？**

スマホやパソコンから簡単にご登録が可能です（下記参照）。お住まいの都道府県福祉人材センターの窓口でもご登録いただけます。

3ステップで簡単登録！

- ① 「福祉のお仕事」ホームページにアクセス
- ② 情報を入力して仮登録
- ③ メールURLからアクセスして本登録



詳しくは「福祉のお仕事」ホームページをご覧ください

<https://www.fukushi-work.jp/yushikakusha/>

福祉人材センターでは

「福祉の仕事を辞めてからブランクがあるけど、もう一度働けるかな？」

「一度も現場で働いたことがないけど、大丈夫かな？」

「自分自身のスキルアップに良い研修はないかな？」

などのご相談に、丁寧に対応いたします。



- 届出制度の他、福祉の仕事についてのご質問はお住まいの都道府県福祉人材センターにご連絡ください。都道府県福祉人材センター・バンクの連絡先一覧はコチラ↓

<https://www1.fukushi-work.jp/cool/oubo/findCtbkPub.do>

全社協・中央福祉人材センター 有資格者の届出
<https://www.fukushi-work.jp/yushikakusha/>

新型コロナウイルス関連

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の影響により本国等への帰国が困難な外国籍の方への支援について（周知）」（令和2年11月5日）

令和2年11月5日、厚生労働省は、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響により本国等への帰国が困難な外国籍の方への支援について（周知）」を発出しました。

事務連絡では、自立相談支援機関における相談や緊急小口資金等の特例貸付等の相談において、外国籍の方が相談に来られた際に、必要に応じて、以下の取り扱いを案内することの協力を求めています。

出入国在留管理庁における在留資格の取扱に関するポイント

- ① 「短期滞在」で在留中の方
→ 「短期滞在（90日）」の在留期間の更新を許可
 - ② 「技能実習」、「特定活動（外国人建設就労者(32号)、外国人造船就労者(35号)）」で在留中の方
→ 「特定活動（6か月・就労可）」への在留資格変更を許可
 - ③ 「留学」の在留資格で在留している方で、就労を希望する場合
→ 「特定活動（6か月・週28時間以内のアルバイト可）」への在留資格変更を許可
- ※ 10月18日までは、対象を2020年に教育機関を卒業した元留学生に限定していたが、19日以降、「留学」の在留資格を有していた帰国困難者へ拡大。
- ④ その他の在留資格で在留中の方（上記②又は③の方で、就労を希望しない場合を含む）
→ 「特定活動（6か月・就労不可）」への在留資格変更を許可

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症の影響により本国等への帰国が困難な外国籍の方への支援について（周知）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000692662.pdf>

厚生労働省「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について」（令和2年11月9日）

令和2年11月9日、「介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修」の動画配信を開始しました。

「職員向け」と「管理者・感染対策教育担当者向け」の研修動画サイトがあり、動画とテキスト、確認テスト等が掲載されています。

介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について

① 職員向け

〔URL〕 <https://training.kaigo-kansentaisaku.net/>

※どなたでも任意にアカウントを作成でき、視聴できます。

- ・ 介護サービス提供の場で行う感染対策【公開中】
- ・ 標準予防策と感染経路別予防策【公開中】
- ・ 感染拡大防止のための職員の健康管理【公開中】
- ・ 生活の場における高齢者の健康管理
- ・ 介護サービスを提供する際の衛生管理
- ・ 手洗い、個人防護具の適切な使用
- ・ 感染予防策を踏まえた介護・看護ケア（平常時・感染症流行時・濃厚接触者・陽性者発生時）
- ・ 家族介護者への支援
- ・ 感染症による死亡への備え

② 管理者・感染対策教育担当者向け

〔URL〕 https://deli3.study.jp/rpv/external/user_regist.aspx?publish_key=FhegSpYR

※ 事業者番号等が必要です。上記①に加えて、以下のプログラムが予定されています。

- ・ 介護サービス提供の場で行う感染対策（管理者・感染対策教育担当者版）
- ・ 感染対策マニュアルの見直しによる感染管理体制の改善
- ・ 感染予防に取り組む職員のメンタルヘルス
- ・ 感染症発生時の対応
- ・ 実技演習の進め方

WAMNET 介護保険最新情報 Vol.888 介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について
<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou-files/documents/2020/1110091401734/ksvol.888.pdf>

制度・施策等の動向

厚生労働省「第 192 回社会保障審議会介護給付費分科会」（令和 2 年 11 月 9 日）、「第 193 回社会保障審議会介護給付費分科会」（令和 2 年 11 月 16 日）

令和 2 年 11 月 9 日、「第 192 回社会保障審議会介護給付費分科会」が開催され、分野横断的テーマの①感染症や災害への対応力強化、②介護人材の確保・介護現場の革新、③制度の安定性・持続可能性の確保に関する論点と検討の方向性（案）が示されました。

「介護人材の確保・介護現場の革新」では、「介護職員等特定処遇改善加算」について、各事業所においてより柔軟な配分を可能とする見直しの方向性が示されました。

具体的には、平均の賃金改善額が、①「経験・技能のある介護職員」は、「その他の介護職員」の 2 倍以上とすること、②「その他の職種」は、「その他の介護職員（※賃金改善後の賃金が年額 440 万円を上回る場合は対象外）」の 2 分の 1 を上回らないこと、とする配分ルールについて、以下の見直しの方向性が示されています。

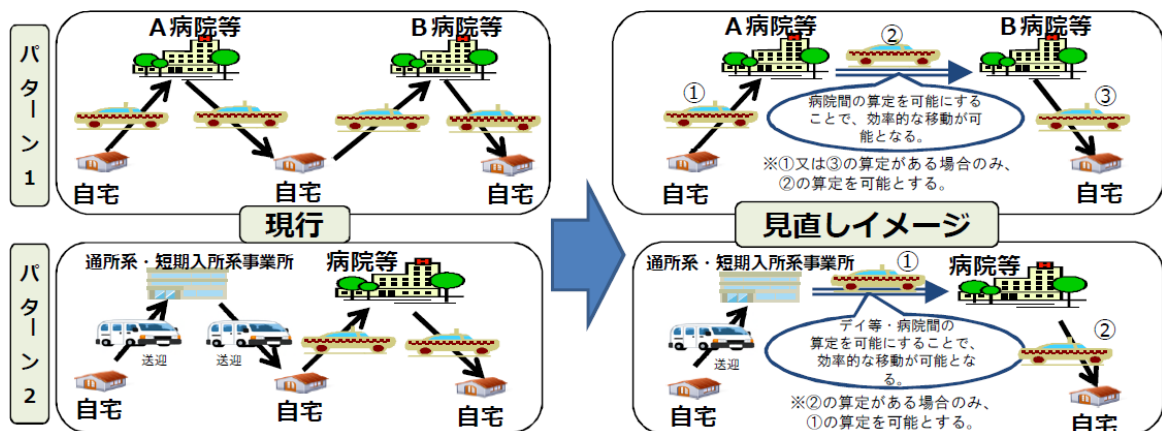
- ①「経験・技能のある介護職員」は、「その他の介護職員」の「2 倍以上とすること」から「より高くすること」とする
- ②「その他の職種」は、「その他の介護職員」の「2 分の 1 を上回らないこと」から「より低くすること」とする

続く 11 月 16 日、「第 193 回社会保障審議会介護給付費分科会」が開催され、訪問介護をはじめとする在宅サービスの論点と対応案が示されました。

訪問介護では、看取り期における対応の充実として、看取り期の利用者に訪問介護を提供する場合、訪問介護に係る「2 時間ルール」(※)を弾力化する対応案が示されています。

(※)「2 時間ルール」とは、前回のサービス提供からおおむね 2 時間未満の間隔で訪問介護のサービスができる提供が行われた場合には、2 回分の介護報酬を算定するのではなく、それぞれのサービス提供に係る所要時間を合算して報酬を算定すること。

また、通院等乗降介助については、利用者の身体的・経済的負担の軽減や利便向上の観点から、居宅が始点又は終点になる場合には、病院等から病院等への移送や、通所系・短期入所系サービス事業所から病院等への移送についても、介護報酬の算定を認める対応が示されています。



厚生労働省 第 192 回社会保障審議会介護給付費分科会
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14660.html

厚生労働省 第 193 回社会保障審議会介護給付費分科会
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14716.html

厚生労働省「第 20 回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」(令和 2 年 11 月 12 日)

令和 2 年 11 月 12 日、「第 20 回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」が開催され、令和 2 年障害福祉サービス等経営実態調査及び令和 2 年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査の結果が公表されました。

令和 2 年障害福祉サービス等経営実態調査の調査結果によると、障害福祉サービス等における全サービスの収支差率は 5.0%で、前回調査に比べ▲0.9%でした。

社協の実施率が高い障害福祉サービスの収支差率をみると、居宅介護で 5.3%、重度訪問介護で 5.9%、同行援護で 5.1%、生活介護で 8.9%、就労継続支援 B 型で 6.0%でした。

各障害福祉サービス等における収支差率

※全社協地域福祉部整理

サービスの種類	平成 29 年実態調査	令和 2 年実態調査		平成 30 年度 社協の実施率
	平成 28 年度決算	令和元年度決算	対 28 年度増減	
居宅介護	5.9%	5.3%	▲0.6%	60.6%
重度訪問介護	7.9%	5.9%	▲2.0%	46.8%
同行援護	5.3%	5.1%	▲0.2%	31.4%
生活介護	5.3%	8.9%	3.6%	18.6%
就労継続支援 B 型	12.8%	6.0%	▲6.8%	13.8%
全サービス平均	5.9%	5.0%	▲0.9%	-

また、令和 2 年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査の調査結果によると、令和元年度に福祉・介護職員処遇改善加算の届出をしている施設・事業所（全法人種別）は 81.1%、処遇改善特別加算の届出をしている施設・事業所（全法人種別）は 1.1%、届出をしていない施設・事業所は 17.8%でした。社協の状況をみると、処遇改善加算の届出をしている施設・事業所は 72.7%、処遇改善特別加算の届出をしている施設・事業所は 0.6%、届出をしていない施設・事業所は 26.7%でした。

「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」の届出状況をみると、令和元年度の処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）届出事業所のうち、処遇改善加算の届出をしている施設・事業所（全法人種別）は 53.3%、届出をしていない施設・事業所（全法人種別）は 46.7%でした。社協の状況をみると、処遇改善加算の届出をしている施設・事業所は 30.6%、届出をしていない施設・事業所は 69.4%でした。

福祉・介護職員処遇改善加算等及び特定処遇改善加算の取得率

※全社協地域福祉部整理

	福祉・介護職員処遇改善加算等			特定処遇改善加算	
	処遇改善加算 (Ⅰ～Ⅳ)	処遇改善特別加算	届出をしていない	届出をしている	届出をしていない
全体（全法人種別）	81.1%	1.1%	17.8%	53.3%	46.7%
社会福祉協議会	72.7%	0.6%	26.7%	30.6%	69.4%
社会福祉法人（社協以外）	88.7%	1.9%	9.5%	63.4%	36.6%

厚生労働省 第 20 回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14768.html

厚生労働省「第1回社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」（令和2年11月9日）

令和2年11月9日、「第1回社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」が開催され、社会福祉連携推進法人制度の施行に向けた検討が行われました。

この検討会は、令和2年6月の改正社会福祉法に基づき創設された社会福祉連携推進法人制度の施行に向けて、法人のガバナンスルールや業務内容など、その具体的な運営の在り方等について整理を行うこととしています。

具体的な検討項目として、①社会福祉連携推進法人の業務内容、②社会福祉連携推進法人のガバナンスルール、③社会福祉連携推進法人による貸付けの実施方法が挙げられています。

第1回目となる今回の会合では、社会福祉連携推進法人制度の施行に向けた論点（社会福祉連携推進法人の業務、社会福祉連携推進認定の申請等、社会福祉連携推進法人のガバナンス等）が示されました。

社会福祉連携推進法人制度の施行に向けた「社会福祉連携推進法人の業務」の論点

※ 全社協地域福祉部整理

社会福祉連携推進法人の業務①（総論）

- 社会福祉連携推進業務について、それぞれ具体的にはどのような取組が該当するか。
- 「資金の貸付けその他の社員（社会福祉法人に限る。）が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの」について、貸付け以外を認める必要があるか。
- 社会福祉連携推進業務を行うにあたって、それぞれどのような留意が必要か。
- 社会福祉連携推進業務以外にどのような業務を行うことができるか。
- 社会福祉連携推進業務以外の業務を行うにあたってどのような留意が必要か。
- 業務運営にかかる費用はどのように賄うか。
- 社員である社会福祉法人は会費をどのように支出するか。
- 社会福祉連携推進法人として、資産をどこまで保有できることとすべきか。
- 業務運営の実施体制（社会福祉連携推進法人の職員と社員である法人の職員を兼務する場合の給与等の取扱い等）はどのように整備すべきか。

社会福祉連携推進法人の業務②（地域福祉支援業務、災害時支援業務）

- 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援（地域福祉支援業務）について、
 - ・ 地域福祉支援業務として具体的に実施可能な取組は何か。
 - ・ 地域住民に対する直接的な支援を行う業務を実施することは可能か。
- 災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援（災害時支援業務）について、
 - ・ 災害時支援業務として具体的に実施可能な取組は何か。
 - ・ 感染症対策の取扱いはどのように考えれば良いのか。
 - ・ 地方公共団体が行う、災害対策や感染症対策との整合性はどのように取れば良いのか。
 - ・ DWATとの関係はどのように考えれば良いのか。

社会福祉連携推進法人の業務③（経営支援業務、物資等供給業務）

- 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援（経営支援業務）について、
 - ・ 経営支援業務として具体的に実施可能な取組は何か。
 - ・ 事務処理の代行は実施可能か。他の法律の適用関係はどうなっているのか。
- 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給（物資等供給業務）について、
 - ・ 物資等供給業務として具体的に実施可能な取組は何か。
 - ・ 社員の施設での給食の供給は実施可能か。

社会福祉連携推進法人の業務④（人材確保等業務）

- 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修（人材確保等業務）について、
 - ・ 人材確保等業務のうち、委託募集の特例の詳細についてはどのように考えるのか。
 - ・ 人事交流の調整にあたり、労働法上留意すべき点は何か。

社会福祉連携推進法人の業務⑤（貸付業務）

- 資金の貸付けその他の社員が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの（貸付業務）について、
 - ・ 貸付けの当事者で合意すべき内容
 - ・ 貸付原資を提供する社員（社会福祉法人）のルール
 - ・ 貸付けを受ける社員のルール
 - ・ 金利や上限額の設定等
 - 等をどのように考えるか。

厚生労働省 第1回社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14710.html

厚生労働省「社会福祉法人の認可について」等についての一部改正（案）に関するパブリックコメント」（締切：令和2年12月14日）

令和2年11月13日、厚生労働省は、「社会福祉法人の認可について」等についての一部改正（案）に関するパブリックコメントを開始しました（締切：令和2年12月14日）。

今回の改正は、押印を求める行政手続の見直し等を踏まえ、社会福祉法人関係手続において、法人等に対して、押印を求めている手続について、当該押印を不要とする改正を行うものです。

主な改正内容は以下のとおりです。公布日は令和2年12月下旬の予定で、公布日より施行されます。

- 以下に掲げる通知において、法人等に対して、押印を求めている手続について、当該押印を不要とするための様式の見直しを行う。
- また、様式中の「平成」を「令和」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改正する。
- なお、適用日以前に策定された社会福祉充実計画については、本改正の内容に基づく年号表記の変更のみをもって、所轄庁に変更届出をすることを要さないこととする。
 - ・ 社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知）
 - ・ 社会福祉法第55条の2の規程に基づく社会福祉充実計画の承認等について（平成29年1月24日雇児発0124第1号・社援発0124第1号・老発0124第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長・老健局長連名通知）
 - ・ 会計監査及び専門家による支援等について（平成29年4月27日社援基発0427第1号厚生労働省社会・援護局基盤課長通知）

なお、11月13日、内閣府は、各府省が所管する行政手続等における見直しの検討状況を取りまとめました。

- 押印を存続する方向で検討している手続（令和2年11月13日）
- 押印を求める行政手続の見直し方針（根拠別集計）（令和2年11月13日）
- 各府省の行政手続における押印の見直し方針一覧（令和2年11月13日）

e-Gov 「社会福祉法人の認可について」等についての一部改正（案）に関する御意見募集について
<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200295&Mode=0>

内閣府 押印を求める行政手続の見直し方針
https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/i_index.html

情報提供・ご案内

全社協出版部「月刊福祉 12月号（特集：摂食嚥下から考える食の意義とは）」

『月刊福祉 12月号』は、「摂食嚥下から考える食の意義とは」を特集します。

摂食嚥下支援は個人の生活の質の向上につながるものであり、介護や医療分野において、その促進が制度的にも後押しされています。今後、支援を要する高齢者が増加するなか、摂食嚥下支援の重要性はますます高まり、多職種連携など支援のあり方は進化していくものと考えられます。本特集では、栄養や健康管理に関わる専門職のみならず、福祉に携わる幅広い層が押さえておくべき、摂食嚥下機能障害についての正確な知識とその動向、摂食嚥下支援をすることで得られる効果を確認します。

『月刊福祉 12月号』の主な内容

▼特集▼ 摂食嚥下から考える食の意義とは

【対談】 摂食嚥下支援の役割とは

菊谷 武（日本歯科大学 教授・口腔リハビリテーション多摩クリニック 院長）

鶴岡 浩樹（つるかめ診療所副所長・日本社会事業大学専門職大学院 教授、本誌編集委員）

【レポートⅠ】 地域で取り組む摂食嚥下機能支援「新宿ごっくんプロジェクト」

白井 淳子（新宿区健康部 地域医療・歯科保健担当 副参事）

【レポートⅡ】 生活の場の施設における摂食嚥下と食支援

増田 邦子（社会福祉法人母子育成会 特別養護老人ホームしゃんぐりら 栄養係長）

【レポートⅢ】 地域コミュニティにおける食支援—介護レストランの取り組みから

大井 裕子（はつかいち 暮らしと看取りのサポーター 代表）

【レポートⅣ】 最期まで食べるための支援

大西 康史（南魚沼市民病院リハビリテーション科 医師）

【インタビュー】 人が生きていくうえで食べることの意味

新田 國夫（医療法人社団つくし会 新田クリニック 理事長）

鶴岡 浩樹（つるかめ診療所副所長・日本社会事業大学専門職大学院 教授、本誌編集委員）〔聞き手〕

▼視点▼

【これからの社会福祉の展望Ⅰ】 生活保護制度の現状と今後の展望—生活保護法制定 70年を迎えて

明治学院大学社会学部 教授 新保 美香

【これからの社会福祉の展望Ⅱ】 障害者の地域移行をどう推進するか

日本社会事業大学専門職大学院 准教授 曾根 直樹

▼人と人をつなぐ実践▼

つながりを保ち、支え合う—コロナ禍での地域福祉活動の展開

社会福祉法人吹田市社会福祉協議会

五月が丘地区福祉委員会 すいすい吹田



価格：1,068円（本体：971円）

全社協出版部 月刊福祉 12月号（2020年12月）

https://www.fukushinohon.gr.jp/_surl/246

社会福祉振興・試験センター「社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の就労状況調査」(締切：令和2年12月18日)

公益財団法人社会福祉振興・試験センターでは、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の登録者を対象として「就労状況調査」を実施しています。

本調査は、今後の社会福祉政策等への反映を目的として厚生労働省と連携して実施するもので、期間は令和2年11月4日から12月18日まで、①「回答用紙による書面回答」または②「スマートフォン、PCによるWEB回答」のいずれかの方法で回答することになります。

- ① 回答用紙による書面回答の場合は、送付された同封の返信用封筒により返送してください。(12月18日消印有効)
- ② スマートフォン、PCによるWEB回答の場合は、送付された同封の「社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の就労状況調査へのご協力依頼について」の右上に記載されている、ログインID、パスワードを入力してください。(12月18日17時までに回答を完了してください。)

登録者への協力要請等、本調査へのご協力をお願いいたします。

社会福祉振興・試験センター 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の就労状況調査
http://www.sssc.or.jp/touroku/info/info_chousa_02_2020.html

(参考) 社会福祉士及び介護福祉士就労状況調査結果 就労している法人種別の状況

※ 全社協地域福祉部作成

法人種別	平成27年度就労状況調査		平成24年度就労状況調査	
	社会福祉士 N=7,102	介護福祉士 N=44,910	社会福祉士 N=23,106	介護福祉士 N=85,746
民間企業	10.9%	27.5%	10.1%	26.6%
社会福祉協議会	10.7%	7.5%	10.2%	7.4%
社協以外の社会福祉法人	35.6%	29.7%	35.7%	29.8%
医療法人	15.9%	19.7%	16.5%	19.4%
NPO法人	3.9%	3.4%	3.4%	3.4%
社団法人・財団法人	3.5%	4.1%	3.5%	4.5%
協同組合(農協・生協)	1.2%	1.7%	1.3%	1.9%
地方自治体	13.3%	2.0%	13.9%	2.5%
その他	4.5%	2.1%	4.8%	2.0%
分からない	0.1%	1.7%	0.3%	1.7%
(無回答)	0.3%	0.7%	0.3%	0.7%

(出所) 社会福祉振興・試験センター「平成27年度社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士就労状況調査結果」及び「平成24年度社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士就労状況調査結果」

日本地域福祉研究所「2020 年度冬の公開研究セミナー（災害福祉支援のネットワーク構築 災害前・時・後のソーシャルワーク機能を考える）」（令和2年12月19日）

近年は、大地震や大水害など災害が多発し、日常化している事態が全国各地で見られます。災害における被災者支援は、発災前の防災計画や学習・訓練、発災時の医療・保健・福祉など多職種連携による被災者支援、発災後の生活復旧・再建や精神的支援など福祉の視点から災害全体を見渡した支援が求められます。しかし、市町村レベルで各フェーズに応じて地域生活を支援する専門職のネットワークやソーシャルワークの機能は開発途上にあります。

そこで、今回の公開セミナーでは、災害福祉支援に関わる専門職や関係者が、災害の前・時・後に関する各種取り組みを理解し、地域において生活支援に視点をあてたソーシャルワークをどのように展開するかを考えます。

**日本地域福祉研究所「2020 年度冬の公開研究セミナー」
災害福祉支援のネットワーク構築 災害前・時・後のソーシャルワーク機能を考える**

- 【日 時】 令和2年12月19日（土）13時～17時30分
 【会 場】 大正大学5号館 551教室
 東京都豊島区西巣鴨3-20-1（都営三田線西巣鴨駅徒歩2分）
 【主 催】 特定非営利活動法人 日本地域福祉研究所
 【参加費】 正会員（所員）：3,000円 一般：3,500円
 ＊参加費は、当日、受付でお支払いください。領収書を差し上げます。
 【定 員】 60名
 【申込方法】 参加申込書に必要事項をご記入のうえ、令和2年12月10日（木）までに Fax、郵送、もしくはメールでお申し込みください。
- 【主な内容】
 ・総司会：金井 敏（日本地域福祉研究所理事、高崎健康福祉大学教授）
 ○ 開会挨拶
 大橋 謙策（日本地域福祉研究所理事長）
 ○ 第1部 学術研究報告：社会的支援が必要な単身生活者支援に関する研究
 中島 修 氏（文京学院大学 教授）
 ○ 第2部 シンポジウム：災害福祉支援のネットワーク構築～災害前・時・後のソーシャルワーク機能を考える
 ● 第1発題者 住民側から組織化する災害支援ネットワーク
 山村 敏博 氏（富山市民生委員児童委員協議会会長）
 ● 第2発題者 多職種連携によるソーシャルワーク機能の発揮
 浅沼 修 氏（岩手県保健福祉部地域福祉課生活福祉担当課長）
 ● 第3発題者 専門職や福祉団体による災害支援ネットワークの構築
 鈴木 史郎 氏（全国社会福祉協議会法人振興部長）
 コーディネーター 金井 敏（日本地域福祉研究所理事、高崎健康福祉大学教授）
 ○ 質疑応答・討論
 ○ 総括コメント
 大橋 謙策（日本地域福祉研究所理事長）
 ○ 閉会挨拶
 宮城 孝（日本地域福祉研究所副理事長）
 【問合せ先】 特定非営利活動法人 日本地域福祉研究所
 〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3-27 ロリエ市ヶ谷3階
 TEL 03-5225-0237 FAX 03-5225-0238
 E-mail jicsw@mx8.alpha-web.ne.jp

日本地域福祉研究所 2020 年度冬の公開研究セミナー
<http://www.jicw.jp/csw/seminar02/archive/20201105.html>